## 第1章 基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条の 規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下 「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。」としている。

一般廃棄物処理計画(以下「基本計画」という。)は10年~15年程度の計画期間で、初年度からおおむね5年ごとに、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合などの際に、見直しすることとなっている。

本市では、2013年3月に「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」(以下「旧計画」という。)を改定し、本市におけるごみ処理に関する方向性を示してきたところである。

国では、循環型社会形成推進基本計画を 2013 年 3 月に見直し、廃棄物の減量及び その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を 2016 年 1 月に改正したことから、これまで以上に 3 R の推進による環境負荷の軽減に 取り組む必要がある。

また、2012年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下「小型家電リサイクル法」という。)が成立し、小型家電製品からレアメタルを回収し、リサイクルするための社会システムが整備されているところである。

さらに、市民と行政との意見交換を通して培われたパートナーシップをより強め、 市民と行政との協働のごみ政策を進めるために、更なる減量化に向けて新たな目標を 立て、その目標を共有する必要がある。

一方、現在のごみ処理施設である「宝塚市クリーンセンター」は、1988年に運転を開始したごみ焼却施設の他、1990年稼動の粗大ごみ処理施設、し尿処理施設など、すでに25年以上が経過しており、経年的な施設の老朽化、及び大規模改修等を繰り返すことによるコストの増大化、また循環型社会形成のための新たな分別・処理方法等への対応が困難になっている。このため、新ごみ処理施設の整備に向け、2015年11月に「宝塚市新ごみ処理整備基本構想」を、これを基に「宝塚市新ごみ処理整備基本計画」の策定を進めているところである。このような処理施設更新時期にあって、旧計画策定後の地球温暖化問題に対する社会状況の変化やごみ減量政策の進展に伴う市民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要があることなどから、基本計画を改定するものである。

本計画は、ごみの減量や資源化率の推移などの計画の推進状況やごみ処理費用などについて積極的に情報開示を進めるとともに、情報を市民と共有し、市民、事業者、 行政の3者がパートナーシップをもって取り組むことを基本とする。 本計画見直しの要点を次に示す。

- 1 地球温暖化対策実行計画との連携
- 2 新たな目標を市民と事業者と共有
- 3 3 Rを推進するための情報を市民と事業者と共有
- 4 中間処理施設の整備及び最終処分場の延命
- 5 計画期間及び目標値の見直し